

四日市市告示第124号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条に基づき市長が別に定める機関を第1に、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第8に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定にする法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第8に規定する法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定する法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

令和7年3月26日

四日市市長 森 智広

第1 法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - 2 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
 - 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - 4 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 第3 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。
- 1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）
又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。）
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
 - 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

附則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和6年四日市市告示第156号）は廃止する。

（都市整備部建築指導課）